

基本規程に基づき、自治体の一部を公募します

八雲町自治基本条例第17条に基づき、委員の公募をします



八雲町スポーツ推進委員を公募します

八雲町スポーツ推進委員会は、スポーツ基本法および八雲町教育委員会規則に基づき設置されており、町民のスポーツの推進に関し、連絡調整および指導・助言を行う組織です。

- ・【公募人数】 若干名
- ・【応募資格】 次のいずれにも該当する方
 - ・平成29年10月1日現在、八雲町に住所を有する満20歳以上の方
 - ・スポーツに関心と理解のある方
 - ・教育委員会などが主催するスポーツ行事に協力できる方
 - ・年間3回程度開催される会議に出席できる方
- ・国または地方公共団体の職員（八雲町職員であった方を含む）以外の方

【任期】 2年間
平成29年10月1日～平成31年9月30日

【応募期間】 9月1日(金)～15日(金)
【報酬】 1回5,600円
【開催回数】 年3回程度
【選考方法】 応募多数の場合は、八雲町教育委員会(体育課)で選考し決定します。

【応募方法】 電話でお申し込みください。※申し込み後、応募書を提出【申し込み・問い合わせ先】 体育課体育係

(総合体育館内) ☎0137-62-2141 ※月々金のみ受け付け (午前9時～午後5時)

委員の募集結果

○「北海道新幹線新八雲(仮称)駅周辺整備基本計画」および「八雲町立地適正化計画」の策定検討会議委員

・公募人数 若干名以内
・結果 1名

八雲町自治基本条例第14条の規定に基づき、町民皆さまから広く意見を公募します



八雲町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1、募集の趣旨
平成27年4月から開始した「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は5か年計画である「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することとされています。

町では、計画中間年にあたって「八雲町子ども・子育て支援事業計画」の見直し案をとりまとめましたので、町民皆さまから意見を募集します。

2、見直しの内容

- ・利用者支援事業の開始時期を修正
- ・放課後児童クラブの利用ニーズ、設置数を修正 など

3、意見の募集期間
9月1日(金)～10月2日(月)

4、提出できる方
(年齢制限はありません)
①町内に住所を有する方
②住所を有してはなくても、町内の事業所で働いているまたは学んでいる方

③町内で活動する法人、団体
5、資料の入手・提出方法
【入手方法】
・町ホームページからのダウンロード
<http://www.town.yakumo.lg.jp/modules/chosei>

・次の場所への備え付け
住民生活課児童係、熊石総合支所住民サービス課、落部支所
【提出方法】
・書面の持参 (備え付けと同様)
・書面の郵送
〒049-3192
八雲町住初町138番地
住民生活課児童係
・ファックス ・電子メール

6、留意事項
意見の提出にあたっては、書面に必ず、住所、氏名(法人その他団体の場合は、名称および代表者名)、電話番号、4-②に該当する方は、事業所または学校の名称の記載をお願いします。記載がない場合や電話での受け付けはできませんのでご注意ください。

※個人情報、本件の内部管理のみに使用します。提出意見および検討結果の公表にあたっては、個人情報を公表することはありません。

【問い合わせ先】
住民生活課児童係
☎0137-62-2112
☎0137-62-2120
電子メール
jumin@town.yakumo.lg.jp



司法書士・行政書士
やまびこ事務所

●登記 ●相続・遺言 ●後見 ●許認可 ●債務整理など

お気軽にご相談ください

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町67番地2F(ふたばさん2階)